

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への企業進出の可能性を見極めるため、市内のサテライトオフィスを事業活動の場として利用する県外企業に対し、予算の範囲内で高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本市における県外企業のスモールスタートを支援し、もって当該企業の本市における新たな拠点づくりと事業活動に従事するその社員の本市への移住及び定住を図り、本市の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス その主な利用目的として事業活動等の商業利用が想定されており、事業活動に必要な環境が整備されている次に示すオフィスであって、その料金体系に月額による利用が設定されているものをいう。

ア 壁やパーティション等（以下「パーティション等」という。）で区切られた個室スペースやブース席を主体とするレンタルオフィス

イ パーティション等で区切られていないスペースを複数の利用者が共有して利用するコワーキングスペースやシェアオフィス

(2) 県外企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号又は第2号に該当する会社等で、香川県外に本店又は主たる事務所を有する者をいう。

(3) スモールスタート 事業活動に係る新たな拠点を開設する前に、必要とする業務や人員を限定するなどにより小規模に展開し、その事業展開などに応じて順次規模を拡大させていくことをいう。

(支援対象企業)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象企業」という。）は、

次に掲げるすべての要件に該当する県外企業とする。

(1) 本市におけるスモールスタートのため、市内のサテライトオフィスを利用する者であること。

(2) スモールスタートのため、その名義で契約をしようとするサテライトオフィスにおいて、令和4年3月31日以前に月額による利用を行ったことのない者であること。

(3) 過去にこの要綱による支援金の交付を受けたことのない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象企業としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団等の反社会的勢力に関係する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を営む企業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認めた者

（支援対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 支援対象企業が本市におけるスモールスタートのため、その名義で契約をしているサテライトオフィス（以下「契約オフィス」という。）の利用に係る月額の利用料（当該利用を開始した月（月の途中から利用を開始した場合は、その翌月。以下同じ。）からの連続した利用実績が6月以上であるものに限る。ただし、契約オフィスの月額の利用料以外の利用料その他当該オフィスの利用に伴い発生する経費は除く。）。この場合において、支援対象企業が当該利用を開始した月から起算して6月を経過する前に、本市に進出することを決定し、契約オフィスの利用を開始した月から起算して12月以内に本市において事業活動に係る新

たな拠点を設置したときは、連続した利用実績が6月未満であってもその期間における利用料を助成の対象とする。

- (2) 支援対象企業の契約オフィスにおいて、事業活動に従事するその社員であって、契約オフィスの利用期間内における本市での滞在期間が3月を超える者（以下「業務従事者」という。）に係る滞在に要する経費（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

- (1) 契約オフィスの月額の利用料に、その利用月数（利用月数が12月を超える場合は12月）を乗じて得た額に100分の75を乗じて得た額（その額が30万円を超える場合は30万円）。この場合において月の初日から末日までの1月を通して契約又は利用をしていない月については、利用月としない。
- (2) 業務従事者の数に15万円を乗じて得た額（その額が30万円を超える場合は30万円）。

（支援対象企業の指定等）

第6条 支援金の交付を受けようとする県外企業は、あらかじめ、支援対象企業となる要件に該当する者としての市長の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする県外企業は、契約オフィスの利用を開始した月の翌月の末日までに、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、指定の適否を決定し、適当と認めるときは支援対象企業として指定し、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による指定をするときは、必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、指定申請書の審査において疑義等が生じたときは、関係機関へ問

い合わせることができ、また、指摘事項があるときは、指定申請書を提出した企業に通知をしてその補正を求めることができる。

6 第3項の規定による通知を受けた支援対象企業は、指定申請書の記載事項の変更（支援金の額に増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）、支援対象企業の指定の廃止をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業の指定の廃止承認申請書（様式第4号。以下「廃止承認申請書」という。）に係る書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の規定による変更承認申請書又は廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、申請書の記載事項の変更又は支援対象企業の指定の廃止について、その承認をするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認通知書（様式第5号）又は高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業の指定の廃止承認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

8 第4項及び第5項の規定は、第6項の規定による変更承認申請書又は廃止承認申請書の提出があった場合について準用する。

（利用状況等の報告）

第7条 市長は、本事業の実施に係る予算の額を確保する等のために、支援対象企業に対して、契約オフィスの利用状況や業務従事者とした者の従事状況等について報告を求めることができ、報告を求められた支援対象企業は速やかに回答しなければならない。

（支援金の交付の申請）

第8条 第6条第3項の規定により支援対象企業として指定（第6条第7項の規定による申請書記載事項の変更承認を受けた場合を含む。）を受け、支援金の交付を受けようとするもの（以下「支援金申請企業」という。）は、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付申請書（様式第7

号。以下「支援金交付申請書」という。) に関係書類を添えて、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 契約オフィスにおける連続した利用月数が12月を超える場合 12月目となる月の翌月の末日

(2) 契約オフィスにおける連続した利用月数が6月以上12月未満の場合 最後の利用月の翌月の末日

(3) 契約オフィスにおける連続した利用月数が6月を経過する前に、事業活動に係る新たな拠点を本市に設置することを決定した支援対象企業が、契約オフィスにおける利用を開始した月から起算して12月以内に本市において新たな拠点を設置した場合 本市において新たな拠点を設置した月の翌月の末日

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による支援金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行ったうえで、その適否を決定し、適当と認めたときは、支援金の額を決定し、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付決定通知書(様式第8号)により支援金申請企業に通知し、必要と認める条件を付して支援金を交付するものとする。

2 第6条第5項の規定は、支援金交付申請書の審査に準用する。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による支援金交付の決定の通知を受けた支援金申請企業が、偽りその他不正の行為により支援金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においてその取り消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項に規定する日以前に、第6条第3項の規定により支援対象企業の指定を受けている者に係る第6条第6項の規定による指定等申請書記載事項の変更又は支援対象企業の指定の廃止の申請、第8条の規定による支援金の交付の申請、第9条の規定による支援金の交付の決定並びに第10条の規定による支援金の交付の決定の取消し及び交付済支援金の返還については、この要綱は前項の規定にかかわらず同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定
申請書

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金の交付の対象となる支援対象企業の指定を受けたいので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、申請します。

なお、本申請で記載するサテライトオフィスにおいて、令和 4 年 3 月 31 日以前に月額による利用を行った実績は、ありません。

添付書類

- 1 高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住の概要
- 2 その他市長が必要と認める書類

注 この申請書は、サテライトオフィスの利用を開始した月の翌月の末日までに提出してください。

別紙

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住の概要

1 利用するサテライトオフィスについて

名 称	
所 在 地	
施設利用契約名義	
利 用 開 始 日	年 月 日
利用予定期間	年 月 ~ 年 月
利用料予定額	円 (月額 円 × 月)

注1 「利用予定期間」欄は、連続して利用する予定の期間を記入してください。月の途中で利用を開始する月や、月の途中で利用を中止する月は含めないでください。

注2 「利用料予定額」欄は、利用予定期間（12月を超えるときは12月）の総額を記入してください。月額（税抜き金額）に利用予定月数を乗じてください。

2 サテライトオフィスで業務に従事する者について

1	氏名	
	所属名、役職等	
2	氏名	
	所属名、役職等	
3	氏名	
	所属名、役職等	

注 本市に概ね3月以上滞在して、業務に従事する者を記入してください。

添付書類

- ・サテライトオフィスの利用契約書又はこれに類するものの写し
- ・申請者の会社概要及び事業概要の分かるもの
- ・サテライトオフィスで業務に従事する者の属する組織の分かるもの（社員証等）

様式第 2 号（第 6 条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定
通知書

年 月 日付で申請のあった、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金の交付の対象となる支援対象企業の指定については、次のとおり決定したので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

高松市長

指 定 番 号		
指 定 年 月 日		年 月 日
支 援 金 交 付 予 定 額		円
利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
	支 援 対 象 予 定 期 間	年 月 ~ 年 月
	利 用 料 予 定 額	円（月額 円× 月）
業 務 従 事 者 数（予 定）		
指 定 の 条 件 等		

注 1 指定申請書の記載事項の変更をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住指定対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認申請書（様式第 3 号）を、支援対象企業の指定の廃止をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業の指定の廃止承認申請書（様式第 4 号）を速やかに提出してください。

注 2 支援対象予定期間を経過した場合は、最終月の翌月の末日までに、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付申請書（様式第 7 号）を提出してください。

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定
申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認申請書

年 月 日付け高松市指令 第 号により、高松市サテライト
トオフィス利用及びお試し移住支援金の交付の対象となる支援対象企業と
して指定を受けましたが、その申請書における支援金に関わる記載事項を
次のとおり変更したいので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移
住支援金交付要綱第 6 条第 6 項の規定により、変更の承認の申請をします。

1	指 定 番 号		
2	指 定 年 月 日	年 月 日	
3	変 更 す る 事 項		
	変 更 の 内 容	変 更 前	
		変 更 後	
	変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住の概要（変更後）
- 2 その他市長が必要と認める書類

別紙

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住の概要（変更後）

1 利用するサテライトオフィスについて

名 称	
所 在 地	
施設利用契約名義	
利 用 開 始 日	年 月 日
利用予定期間	年 月 ~ 年 月
利用料予定額	円（月額 円× 月）

注1 「利用予定期間」欄は、連続して利用する予定の期間を記入してください。月の途中で利用を開始する月や、月の途中で利用を中止する月は含めないでください。

注2 「利用料予定額」欄は、利用予定期間（12月を超えるときは12月）の総額を記入してください。月額（税抜き金額）に利用予定月数を乗じてください。

2 サテライトオフィスで業務に従事する者について

1	氏名	
	所属名、役職等	
2	氏名	
	所属名、役職等	
3	氏名	
	所属名、役職等	

注 本市に概ね3月以上滞在して、業務に従事する者を記入してください。

添付書類（次のうち、変更があったものに係る変更後のもの）

- ・サテライトオフィスの利用契約書又はこれに類するものの写し
- ・申請者の会社概要及び事業概要の分かるもの
- ・サテライトオフィスで業務に従事する者の属する組織の分かるもの（社員証等）

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地

名称

代表者

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業
指定の廃止承認申請書

年 月 日付け高松市指令 第 号により高松市サテライト
オフィス利用及びお試し移住支援金の交付の対象となる支援対象企業とし
て指定を受けましたが、次のとおり支援対象企業の指定を廃止したいので、
高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第6条第6
項の規定により、その承認の申請をします。

1	指 定 番 号	
2	指 定 年 月 日	年 月 日
3	廃 止 の 理 由	
4	廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日

様

高松市長

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定
申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更については、次のとおりその承認をしたので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第 6 条第 7 項の規定により、通知します。

指 定 番 号		
指 定 年 月 日		年 月 日
変 更 承 認 年 月 日		年 月 日
変 更 後 の 支 援 金 交 付 予 定 額		円
変 更 後 の 利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
	支 援 対 象 予 定 期 間	年 月 ~ 年 月
	利 用 料 予 定 額	円（月額 円 × 月）
変 更 後 の 業 務 従 事 者 数（予 定）		
そ の 他		

注 1 指定申請書の記載事項の変更をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住指定対象企業指定申請書における支援金に関わる記載事項の変更承認申請書（様式第 3 号）を、支援対象企業の指定の廃止をしようとするときは、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業の指定の廃止承認申請書（様式第 4 号）を速やかに提出してください。

注 2 支援対象予定期間を経過した場合は、最終月の翌月の末日までに、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付申請書（様式第 7 号）を提出してください。

様式第6号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業の指定
の廃止承認通知書

年 月 日付で申請のあった、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金の交付の対象となる支援対象企業の指定の廃止については、その承認をしたので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第6条第7項の規定により、通知します。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代 表 者

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付申請書

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金の交付を受けたいので、高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱第8条の規定により、申請します。

指 定 番 号				
指 定 年 月 日		年 月 日		
支 援 金 交 付 申 請 額 (注)		円		
申 請 の 算 定 基 礎 等	関 利 す 用 る 施 こ 設 と に	名 称		
		所在地		
		支 援 対 象 期 間	年 月 ~ 年 月	
		利 用 料 の 小 計	円 (月額 円 × 月)	
	に 業 務 従 事 者 の 滞 在	業 務 従 事 者 氏 名 及 び 滞 在 期 間	滞 在 期 間 月 (~)	
			滞 在 期 間 月 (~)	
		滞 在 費 の 小 計	円 (150,000 円 / 人 × 人)	
備 考				

添付書類

- (1) 契約をしたサテライトオフィスについて、支援対象期間において月額利用料を支払ったこと分かる書類の写し
- (2) 業務従事者の滞在期間の分かる書類（滞在・宿泊施設等の契約書や領収書、配属辞令等）の写し
- (3) 高松市における事業活動に係る新たな拠点の設置に伴う申請の場合は、当該拠点を設置したこと分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

注：支援金交付申請額は、次の①、②の合計額を記載してください。合計額に千円未満の端数が生じる場合には、端数を切り捨ててください。

- ① 利用施設に関すること
 月額（税抜き金額）に利用月数を乗じた利用料の小計に 75/100 を乗じた額（30万円を超える場合は 30万円）
- ② 業務従事者の滞在に関すること
 滞在費の小計（業務従事者の人数 × 15万円。30万円を超える場合は 30万円）

様式第 8 号（第 9 条関係）

高松市指令 第 号

様

高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市サテライトオフィス利用
及びお試し移住支援金の交付については、高松市サテライトオフィス利用及び
お試し移住支援金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり条件を付し
て交付します。

年 月 日

高松市長

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
支 援 金 決 定 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 この支援金は、高松市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。4 規則又は要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付を受けているときは当該支援金を返還しなければなりません。